

第4章 法律

著作権法

デジタル著作物のネット配信が
商用化段階を迎え、法整備が進行中著作物の商用有料配信サービス
が登場

1999年度を境に、インターネットを介した著作物の有料配信サービスが、ようやく商用化段階を迎えようとしている。

その中心は音楽配信である。先駆けとなったのは、1998年から急速に普及し始めたフリーの音楽フォーマットMP3であった。しかし、CD収録曲の海賊版MP3サイトが開設されるなど著作権紛争が多発したこと^{※1}、MP3が著作権保護技術を具備していないことなどを問題視した全米レコード協会(RIAA)は、MP3対抗の著作権保護技術付き音楽配信統一フォーマット「SDMI規格」^{※2}を1999年7月に公表して採用を呼びかけている。

こうして音楽のネット配信が大きく注目を集め、技術的基盤に目処が立ち規格も統一されつつあることなどを背景に、1999年後半以降、日本でも音楽有料配信サービスへの大手企業参加が相次いでいる。

主要なものを説明すると、この領域で先行してきたmusic.co.jpが、同年11月に日本初のSDMI認定音楽配信サイトの公認を受けたことに続き、レコード会社最大手のソニー・ミュージックエンタテインメント(SME)が、同年12月に有料配信専用サイト「bitmusic」^{※3}を開設した。同サイトで使用されている「Windows Media Technology」(マイクロソフト)と「MediaDirect (EMMS)」(IBM)はSDMI準拠の配信システムである。さらに新会社「レーベルゲート」に国内レーベル12社が参加して2000年4月から音楽配信総合ポータルサイトを構築する。

これに対し、ソフトバンクが中心の「イーズ・ミュージック」も、音楽著作権管理団体「日本音楽著作権協会(JASRAC)」が提唱する「DAWN 2001」^{※3}を採用して、同年6月か

ら音楽配信を開始する予定である。

さらに、日本最大の接続プロバイダーとなったNTTドコモは、モバイル音楽配信システム「MMDサービス」を発表し、同年春に配信実験を開始して同年秋までに商用サービスへの移行を計画している。

音楽配信以外でも、プログラムの領域で、セガが2000年春からドリームキャスト用ゲームソフトを、またソニー・コンピュータエンタテインメント(SCE)が2001年からプレステ2用ゲームソフトを、それぞれネットで有料配信する方針を発表している。SCEは、大容量のゲームソフトに対応するために、通信速度が速いCATV通信網を使用する予定であるという。

著作権法改正による著作権保護
技術と権利管理情報の保護

わが国の著作権法は、デジタル著作物やネットワーク化に対応するために法改正を行ってきたが、1999年度にもさらに改正が行われた。

すなわち、デジタルコンテンツの商用配信の本格化には、コピープロテクトなどの著作権保護技術や、電子透かし(著作物や権利者などを特定する情報の埋め込み)などの著作権管理技術が不可欠の技術的基盤となる。法律で無断コピーを禁じて事実上自由にコピーして無料配布できれば、誰も有料でダウンロードしなくなるので技術で防止する必要があり、また、侵害された著作物の帰属などを裁判で簡単に証明できるシステムを事前に用意することが求められるからである。そこで、前記「レーベルゲート」をはじめ、前述の商用音楽配信サイトでは、各種の著作権保護技術などが利用されている。

しかし、実際にはプロテクト破りをはじめ、著作権保護技術の回避を目的とした装置やプログラムが売買されているのも事実であり、こうした回避技術が権利者

に対する重大な脅威となってきた。

このような背景から、1996年成立のWIPO(世界知的所有権機関)著作権条約では、これらの回避技術の使用に対し締約国は適切かつ効果的な法的救済を定めなければならないと規定され、これを受けて、米国の1998年のデジタルミレニアム著作権法では、すでに一定の範囲でこうした回避行為が禁止されている。

わが国でも、1999年6月の著作権法一部改正^{※4}によって、著作権保護技術回避が目的の装置などの製造・頒布などの行為や、著作物などに付された著作権管理情報を不正に除去・変更する行為などが刑罰の対象になった(2000年1月1日施行)。また、不正競争防止法の改正(1999年4月23日公布)により、こうした装置の譲渡などの行為を禁止し、被害を受けた業者は、違反者に対し差止請求など民事的救済が可能になった(同年10月1日施行)。

こうした法改正によって、有料デジタルコンテンツ配信の法的な基盤整備が着々と進められている。

著作権仲介業務法改正の動き

商用音楽配信の実用化に必要なもう1つの前提条件は、著作権処理である。

わが国の音楽著作権は、太平洋戦争前(1939年)に制定された著作権仲介業務法に基づきJASRACが一元的に管理してきており、しかも委託する作品や権利の選択権は著作権者側には認められていない。以上の独占体制に対し、音楽アーティスト団体「メディア・アーティスト協会(MAA)」などが、著作権管理委託における委託先などに関する選択の自由を求める立場から、著作権管理業務の自由化を提唱してきた。こうした声を背景に、文化庁著作権審議会の集中管理小委員会専門部会は、2000年1月、仲介業務法



図1 文化庁「著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書」
<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/0000029/>

の全面的な見直しを内容とする「最終報告書」を公表している。

報告書では、まず著作権管理団体への新規参入に関する原則自由化を認める立場から、現行の参入許可制を廃止して登録制を採用するよう提唱し、さらに営利法人の参入にも肯定的な態度に立っており、今後は音楽著作権の領域でも競争原理が導入される。また、著作権使用料も現行の認可制から届け出制への移行が唱えられているので、使用料が原則的に自由化される。

次に、この報告書では、メディアの発達は急であり規制対象範囲を限定すると時宜を得た対応が困難になることなどを理由に、規制対象につき「著作物の種類や利用態様による区別はしないことが適当である」としている。この点については、「デジタルメディア協会 (AMD)」などから、今まで小説、脚本、音楽の分野のみに限定されていた仲介業務法による規制対象の範囲が、著作物全般に拡張され規制強化を招くとして、強い批判の対象となっている。

どちらにしても、改正案は、円滑に進めば次期通常国会に提出される予定となっており、この意味でもデジタル著作物のネット配信に向けた基盤がさらに整備されることになる。

なお、JASRACと「ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)」との間で続けられてきたインターネット音楽著作物使用料の暫定合意適用期間が、2000年9月

30日まで延長されている。

2000年の著作権法一部改正が成立

文化庁は、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物利用形態の変化などへの対応を目的として、2000年にも著作権法一部改正を行った。

その内容は、①著作権法違反に対する法人の罰金額の大幅引き上げ(法人重課の導入)、②著作権などの侵害事件における侵害行為の立証を容易にするための「文書提出命令の拡充」、③裁判の公正と迅速化や権利者の立証の容易化を目的として、高度な専門知識を持った計算鑑定人を指定して訴訟当事者の協力義務の下にその内容を解析させる「計算鑑定人制度」の導入、④裁判所による具体的事情を考慮した使用料相当額の認定、⑤弁論の全趣旨および証拠調べの結果に基づいた相当な損害額の認定などである。これらのうち②～⑤は民事の損害賠償請求訴訟が念頭に置かれている。さらに、⑥デジタル化・ネットワーク化の進展により、障害者の著作物などの利用形態も多様化が進んでいるので、視覚障害者用の点字データのコンピュータへの蓄積およびコンピュータネットワークを通じた送信についての対応を図るなど、障害者による著作物利用がより円滑に進められるよう、障害者の著作物利用についての権利制限規定を見直すというものである。以上の改正は、2000年4月27日、国会で可決・成立した。

気になるオープンソースソフトウェアの潮流

以上と全く異なる方向の潮流も存在している。ソースコードをネット上で無償公開し、多数のプログラマーがネットを介して共同開発する「オープンソースソフトウェア」の流れである^{注5}。

それはリチャード・ストールマンが提唱してきたフリーソフトウェア運動「GNU

プロジェクト」の流れを汲みつつ、UNIX互換OS「Linux」が発展を続ける中で派生してきた。そこでは著作権など知的財産権のライセンス販売を前提とした従来のソフトウェア産業のようなアプローチは存在せず、米レッドハットのようなCD-ROMの販売によるディストリビューションや、米シグナスソリューションズのような有償サポートによるビジネスモデルなどが前提とされている。

こうした動向に影響を受けて、Netscape Communicatorのオープンソース開発「Mozillaプロジェクト」が進行中であるが、さらにプログラムをネットで無償配布する動きが拡大している。たとえば米サンマイクロシステムズ社は、「Free Solaris」や「StarOffice」を、米Be社も「BeOS 5 Personal Edition」を、ネットで無償提供している。

「オープンソースソフトウェア」の流れが成功するかどうかは今後に委ねられているが、前述の商用有料配信とは別の大きな流れとして注目されている。

(岡村久道 弁護士/近畿大学講師)

注1 わが国における音楽ファイルの不法利用に対する啓蒙活動については、JASRACなど6団体による「ネットワーク音楽著作権普及・啓蒙プロジェクト」

<http://www.music-copyright.gr.jp>

注2 なお米国では、Diamond Multimedia Systems社がポータブルMP3再生装置「Rio」を発表したことに対し、1998年10月、RIAAが、デジタル・オーディオ・レコーディング法違反を理由に差止命令を申し立てていた。この裁判自体は、1999年6月15日、第9巡回区連邦控訴裁判所で著作権法違反を否定する判決が下された後、同年8月に両者間の和解で解決している。

注3 「Designs for the Administration of Works using New technology」の略称であり、著作権保護技術の活用を含めた新たな著作権管理システムであるとされている。

注4 この改正では、著作物の「譲渡権」に関する規定(26上の2など)の新設をはじめとして、本文に述べた事項以外にも改正が行われている。

注5 オープンソースについては、クリス・ディボナほか編著(倉骨彰訳)「オープンソースソフトウェア」(オライリー、1999)参照。

<http://www.sdmi.org>

<http://bit.sonymusic.co.jp>

<http://www.jasrac.or.jp/jhp/dawn2001/release.htm>

文化庁「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」

<http://www.monbu.go.jp/singi/chosaku/0000028/>



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp